



▼ 円滑に日常生活を営むことができるよう、各種の援助を受けることができます。 ▼

補装具費の支給（交付・修理等）※必ず購入前にご相談ください。

身 難 児

身体障害のある方や難病患者等が日常生活や就学・就労のために身体機能を補完・代替する補装具を製作・修理等する場合、補装具費を支給します。

身体障害者手帳の交付を受けた方
難病患者等（対象疾病一覧 P.37 - 38 参照）
※ 次の項目に該当する場合は対象になりません。

対 象

- ・世帯に一定所得以上の方がいる場合（障害児を除く。）
- ・介護保険の対象者（介護保険の福祉用具で個別の身体状況に対応できない場合を除く。）
- ・医療保険等他制度により補装具を作製した場合
- ・労災保険による義肢等補装具費支給制度等を利用できる場合
- ・補装具の製作、修理等を開始している場合

● 対象品目

障害別	補装具品目
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
肢体不自由	義手、義足、上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児のみ	起立保持具、排便補助具
内部障害	車椅子

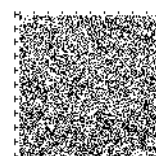
● 手続き

補装具の製作・修理等の前にご相談ください。補装具費は判定等により必要が認められた場合に支給されるものであり、東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要な場合は、決定までに時間がかかる場合があります。

● 利用者負担

原則、各種目の基準額の 1 割負担です。（所得に応じて一定の負担上限が設定されます。）ただし、基準額を超えて購入や修理等を行う場合は、超えた額は利用者の負担となります。

窓 □▶ 障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000



日常生活用具の給付 ※必ず購入前にご相談ください。【地域生活支援】

身 知 精 難 児

注) 種目に応じて給付限度額が決まっていますので給付を希望される方は購入前にご相談ください。

○印 施設入所、入院時にも給付できます。

◆印 介護保険が優先されます。

▲印 難病対象者（法省令に定められた疾病等により、医師の意見書で手帳所持者と同程度の状態にあり、給付が必要と認められた者。P.37 - 38 対象疾病一覧参照）

窓 ▶

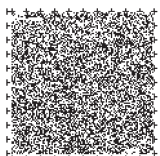
障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000

1. 介護・訓練等支援用具

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
◆入浴担架	82,400	5 年	下肢・体幹 1・2 級	原則として 3 歳以上	担架に乗せたままリフトで入浴させるもの	入浴介助を要する方
訓練いす	33,100	5 年	下肢・体幹 1・2 級	原則として 3 歳以上 18 歳未満	原則テーブルが付いたもの	
◆特殊寝台	162,000	8 年	下肢・体幹 1・2 級 ▲難病対象者	原則として 6 歳以上	頭部、脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの	
◆移動リフト	257,500	4 年	下肢・体幹 1・2 級 ▲難病対象者	原則として 3 歳以上		天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。浴槽設置型を含む
◆体位変換器	15,000	5 年	下肢・体幹 1・2 級 ▲難病対象者	原則として 6 歳以上		下着交換等に介護を要する方 体位交換等で姿勢を保持するための用具を含む
◆特殊尿器	67,000	5 年	下肢・体幹 1 級 ▲難病対象者	原則として 6 歳以上	尿が自動的に吸引されるもの	常時介護を要する方
◆エアーマット	100,000	5 年	下肢・体幹 1 級 愛の手帳 1・2 度 ▲難病対象者	18 歳以上	じょくそう防止または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためにマット（寝具）にビニール等を加工したものの可動式エアマットを含む	常時介護を要する方 18 歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方

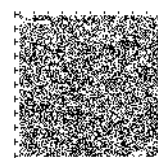
2. 自立生活支援用具

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
◆入浴補助具	90,000	8 年	下肢・体幹 ▲難病対象者	原則として 3 歳以上	入浴時の移動、座位保持入水等を補助できるもの	耐用年数内であっても給付限度額に満たない給付額であればその枠内での再給付を可とする。 住宅改造（設置工事を含む）を伴うものを除く。
◆便器	16,500	8 年	下肢・体幹 1・2 級 ▲難病対象者	原則として 3 歳以上	ポータブル型を含む	住宅改造を伴うものを除く
○頭部保護帽	36,750	5 年	肢体不自由者、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	医師の意見書により必要が認められた方
自動消火装置	28,500	8 年	身体障害者手帳 3 級以上、愛の手帳 3 度以上、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 ▲難病対象者		室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火するもの	障害者のみの世帯（15 歳未満の子の同居を含む世帯）





種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
電動車いす用 雨がっぱ	20,000	3 年	補装具として電動車 いすの交付を受けて いる方	原則として 6 歳以上		
車いす用 雨がっぱ	10,000	3 年	補装具として車いすの 交付を受けている方	原則として 6 歳以上		
屋内信号装置	87,400	10 年	聴覚 2 級	18 歳以上	音や音声を光や触覚で知らせる もの	取付工事費等は自己負担
携帯用信号装置	20,200	8 年	聴覚・音声・言語 3 級以上	原則として 6 歳以上	送信機による合図が視覚や触覚 などで知覚できるもの	
音響案内装置	51,000	10 年	視覚 1 級	原則として 6 歳以上	携帯型の送受信機により、音声 案内を受けられるもので障害者 (児) が容易に使用できるもの	取付工事費等は自己負担
歩行時間延長信号 機用小型送信機	12,000	8 年	視覚 1・2 級	原則として 6 歳以上	携帯型の送信機により、歩行者 用青色点灯時間を延長すること ができるもので、障害者 (児) が容易に使用できるもの	
フラッシュベル	12,400	8 年	聴覚・音声・言語 3 級以上	原則として 6 歳以上	障害者 (児) が容易に使用でき るもの	
電磁調理器	28,000	6 年	上肢 1・2 級、下肢・ 体幹 1 級、視覚 1・ 2 級、愛の手帳 1・ 2 度	18 歳以上	障害者が容易に使用できるもの	取付工事費等は自己負担
	(音声式の場合) 41,000					
音声キッチン スケール	25,000	6 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	音声による読み上げ機能を有す るもので、障害者が容易に使用 できるもの	障害者のみの世帯 (15 歳未 満の子の同居を含む世帯)
大音響・ 振動時計	12,600	10 年	聴覚 3 級以上	原則として 6 歳以上		
移乗・移動 支援用具	①移乗・ 移動用具 60,000	8 年	平衡機能・下肢・体幹 ▲難病対象者	原則として 3 歳以上	障害者 (児) が移乗のために、 安全かつ容易に使用できるもの	介護保険優先
	②ナビゲー ション デバイス 54,000	5 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	靴等に装着して、振動により案 内する機能を有するもので、障 害者が容易に使用できるもの	支給対象はデバイス本体の み、付属アプリ (月額) は情 報通信支援用具 (タブレッ トまたはスマートフォンと アプリ) として給付可能
食食用自助具	20,000	3 年	上肢 1・2 級 愛の手帳 1・2 度	原則として 3 歳以上	障害者 (児) が容易に使用でき る食べやすいスプーン・フォー ク・食器・すべり止めマット (食 卓用)	・食事が全介助の者 (児) を 除く ・基準額内の範囲において複 数個支給できる
調理用自助具	20,000	3 年	上肢 1・2 級	18 歳以上	障害者が容易に使用できる調理 器具 (まな板、皮むき器等)	基準額内の範囲内において 複数個支給できる
生活用品自助具	20,000	3 年	肢体不自由に係る障 害がある方	原則として 3 歳以上	障害者 (児) が容易に使用でき るボタン付けや靴下装着など日 常生活の自立に寄与する用具	基準額内の範囲内において 複数個支給できる
知的障害者 支援具	25,000	2 年	愛の手帳 (療育手帳) 所持者	原則として 3 歳以上	知的障害者 (児) が容易に使用 できるコミュニケーション用具 (絵カードや残り時間がわかりや すいタイマー、聴こえる耳栓や イヤーマフ (聴覚過敏のある人 用) など)	・主治医・教育機関・専門家 (心理士・言語聴覚士等) からの意見書により必要と 認められた者 (児) ・基準額内の範囲内において 複数個支給できる
◆歩行支援用具	60,000	8 年	平衡機能・下肢・体幹 ▲難病対象者	原則として 3 歳以上	転倒予防、立ち上がり動作補助・ 段差解消等の性能を有する手す り、スロープ等であって必要な 強度と安定性を有するもの	住宅改造 (設置工事を含む) を伴うものを除く



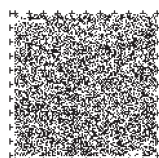
6 日常生活の援助

3. 在宅療養等支援用具

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500	5 年	呼吸器・心臓 3 級以上、人工呼吸器装着者、特別障害者手当・障害児福祉手当受給資格認定者 ▲難病対象者	3 歳以上		3 歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方
音声式体温計	9,000	5 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	
音声式体重計	18,000	5 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	
音声式血圧計	15,000	6 年	視覚 3 級以上	18 歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	医師の意見書により血圧の管理が必要と認められた方
吸入器	36,000	5 年	呼吸器機能障害、咽頭・喉頭摘出による音声機能障害、特別障害者手当・障害児福祉手当受給資格認定者 ▲難病対象者	3 歳以上	障害者（児）が容易に使用できるもの	3 歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方
電気式たん吸引器	56,400	5 年	呼吸器機能障害、咽頭・喉頭摘出による音声機能障害、特別障害者手当・障害児福祉手当受給資格認定者 ▲難病対象者	3 歳以上	障害者（児）が容易に使用できるもの	3 歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方
透析液加温器	51,500	5 年	腎臓機能障害者（児）で自己連続携行式腹膜透析法による人工透析が必要な方	原則として 3 歳以上	透析液複数本を同時に加温かつ保温できるもの	
振動型電子体温計	9,000	5 年	聴覚 2・3 級	18 歳以上	振動による通知機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	
自家発電装置	212,000	5 年	在宅で人工呼吸器を装着している方で、品川区災害時個別支援計画を作成した方 ▲難病対象者		障害者（児）または介護者が容易に使用できるもの	・カセットボンベ、ガソリン等の消耗品は除く ・ポータブル電源（蓄電池）、DC/AC インバーター（カーインバーター）との併給不可
ポータブル電源 (蓄電池)	104,000	5 年	在宅で人工呼吸器を装着している方で、品川区災害時個別支援計画を作成した方 ▲難病対象者		障害者（児）または介護者が容易に使用できるもの	自家発電装置、DC/AC インバーター（カーインバーター）との併給不可
DC/AC インバーター (カーインバーター)	40,000	5 年	在宅で人工呼吸器を装着している方で、品川区災害時個別支援計画を作成した方 ▲難病対象者		障害者（児）または介護者が容易に使用できるもの	自家発電装置、ポータブル電源（蓄電池）との併給不可

4. 情報・意思疎通支援用具

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
○ポータブルレコーダー	85,000	6 年	視覚 3 級以上	原則として 6 歳以上	音声や点字で操作でき、デジタイズ方式で記録された図書等の再生が可能なもの	どちらか選択とする。
○テープレコーダー	25,000	6 年	視覚 1・2 級			
○触読時計	13,300	10 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	障害者が容易に使用できるもの	どちらか選択とする。
○音声時計						

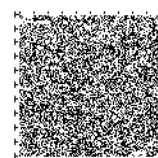




6

日常生活の援助

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
○携帯用会話 補助装置	専用機器 198,000	5 年	音声・肢体不自由で 音声言語の著しい障 害を有する方	原則として 6 歳以上	発声言語（日常会話など）を音 声または文書に変換するもの	肢体不自由の場合、医師の意見 書により必要と認められた方
○活字文書 読上げ装置	専用機器 198,000	6 年	視覚 1・2 級	原則として 6 歳以上	音声による読み上げ機 能を有するもの	
IC タグ等 読み上げ装置	59,800	6 年	視覚 1・2 級	原則として 6 歳以上	IC タグに録音した情報を音声 により読み上げる機能を有す るもので、障害者（児）が容易 に使用できるもの	
会議用拡聴器	38,200	6 年	聴覚 4 級以上	原則として 6 歳以上		
点字タイプライター	63,100	5 年	視覚 1・2 級	原則として 6 歳以上		就労・就学している方または就 労が見込まれた方
点字ディスプレイ	383,500	6 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	点字による読み書きが標準的 にできるもの	
○視覚障害者用 拡大読書器	専用機器 198,000	8 年	拡大文字で読書が可 能となる視覚障害者	原則として 6 歳以上	拡大された画像を簡単にモニ ター等に映し出せるもの。また は印刷物を音声で読み上げるこ とで読書と同じ効果があるもの	
FAX	25,000	5 年	聴覚・音声・言語機 能に著しい障害のあ る方	原則として 6 歳以上	障害者（児）が容易に使用で きるもの	コミュニケーション、緊急連絡 等の手段として必要と認められ る方
地デジラジオ	20,000	6 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	点字表記等により障害者が使 用可能なもの	
情報受信装置	88,900	6 年	聴覚障害者で CS 障害 者放送の視聴が可能 な方	原則として 6 歳以上	字幕および手話通訳の映像を テレビ画面に出力、災害時の聴 覚障害者向け緊急信号を受信 するもの	取付工事費等は自己負担
点字器	10,400	5 年	視覚障害者	原則として 6 歳以上		
○人工喉頭	70,100	4 年	音声機能障害者		電動板を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化するも の	
○埋込型用人工鼻	23,100	継続	常時埋込型の人工咽 頭を使用する音声機 能障害者		人工鼻用カセットとアドヒー シブに限る	医療保険優先
○点字図書			主に点字によって情 報を入手している視 覚障害者	原則として 6 歳以上	年間 6 タイトルまたは 24 巻	点字図書給付に係る利用者負担 額は、一般図書の購入価格相当 額とする。
情報通信支援用具	①ソフト ウェア・ 周辺機器 100,000	5 年	視覚 1・2 級 上肢 1・2 級の方で日 常的にパソコンの利用 が可能なる方	原則として 6 歳以上	パソコン等に接続し、操作す る際に必要とするソフトや周辺 機器で障害者（児）が容易に使 用できるもの	・①②③いずれかを選択する。 ・重複して給付を受けることはで きない ・耐用年数内であっても給付限度 額に満たない給付額であれば その枠内での再給付を可とす る
	②タブ レット・ アプリケー ション 100,000		視覚 1・2 級 上肢 1・2 級 聴覚 2・3 級の方で日 常的にタブレットの利 用が可能なる方	18 歳以上	タブレットに主たる障害によ る日常生活上の困難を改善す るアプリケーションをインス トールした上で一体的に使用 するもの	
	③スマート フォン・ アプリケー ション 100,000		視覚 1・2 級 上肢 1・2 級 聴覚 2・3 級の方で日 常的にスマートフォンの 利用が可能なる方	18 歳以上	スマートフォンに主たる障害 による日常生活上の困難を改 善するアプリケーションをイン ストールした上で一体的に 使用するもの	
人工内耳専用電池	①空気電池 3,000	継続	聴覚障害者（児）で人 工内耳を装着してい る方		聴覚障害者（児）が容易に使用 できるもの	・①②いずれかを選択する。 ・両耳の場合は、それぞれに給付 可能（ただし同一品目に限る） ・③は②を使用している方に限る
	②充電式電池 17,600	3 年				
	③充電器 28,000	3 年				



6 日常生活の援助

5. 排泄管理支援用具

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		機 能	備 考
			手帳障害程度	年齢		
○収尿器	8,500	1 年	膀胱直腸機能障害、肢体不自由者			
○ストマ用装具 (消化器系)	8,858 (令和 8 年 9 月分まで) 12,000 (令和 8 年 10 月分から)	継続	直腸および小腸機能障害			ストマ用品 および洗腸 用具を含む
○ストマ用装具 (泌尿器系)	11,639 (令和 8 年 9 月分まで) 13,000 (令和 8 年 10 月分から)	継続	ぼうこう機能障害			ストマ用品 および洗腸 用具を含む
○排泄予測支援 機器	99,000	5 年	下肢または体幹、肢体不自由に係る 障害 3 級以上の方 ぼうこう機能障害者(児)の方 愛の手帳(療育手帳)所持者で著しく排尿困 難のある方	原則として 6 歳以上	膀胱内の状態を 感知し、尿量を 推定するもので あって、排尿の 機会を本人また は介護を行う者 に通知するもの	・愛の手帳(療 育手帳)、中 等度・軽度 の方は医師 意見書要 ・消耗品は 自己負担
○紙おむつ等	12,000	継続	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは 排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の必要な方 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚 の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を 装着することができない者で紙おむつ等の必要な方 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障 害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能 障害のある者および先天性鎖肛に対する肛門形成術 に起因する高度の排便機能障害のある者で紙おむつ 等の必要な方	3 歳以上		次のいずれ かの物品と する 1 紙おむつ 2 サラシ、 ガーゼ、 脱脂綿等 衛生用品 3 洗腸装具

6. 住宅改修費

種 目	給付 限度額	耐用 年数	対象者		備 考
			手帳障害程度	年齢	
◆居宅生活動作補 助用具 (小規模改修)	200,000	1 度の み	下肢・体幹 3 級以上、補装具として車いすの交付を受け ている内部障害者 ▲難病対象者	3 歳以上 65 歳未満	住宅改造

注) ▲難病対象者は、医師の意見書において、障害者総合支援法省令に定められた疾病等により手帳所持対象者と同程度の状態であることと、用具の必要性が認められた方。

連絡先 ▶ 障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000

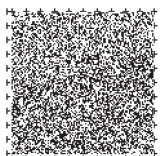
住宅設備改善費の給付 ※必ず改修前にご相談ください。【地域生活支援】

身 図

在宅の心身障害者(児)の日常生活を容易なものにするため、次のような住宅設備改善に要する費用を給付しています。

- ※ 介護保険でのサービスが優先します。
- ※ サービス料の 1 割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ 4 区分の月額上限額を設定して決定します。(各種軽減措置があります。)
- ※ 給付は、種目ごとに一世帯 1 回のみとなります。

種 目	対象者	基準額
中規模改修	原則学齢児以上 65 歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	1,410,000 円
屋内移動設備	上肢、下肢または体幹の障害を有する歩行不能な者で、かつ障害の程度が 1 級の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	機器本体付属器具 979,000 円 設置費 353,000 円
昇降機	原則学齢児以上 65 歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の者	800,000 円



窓 ▶ 障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000



▼ 障害者の介護など ▼

居宅介護等【自立支援給付】

身 知 精 難 児

対象・内容

常時介護を必要とする障害者（児）に、ホームヘルパーを派遣します。
※ 介護保険でのサービスが優先します。

- (1) 居宅介護
 - I 家事援助サービス
 - II 身体介護サービス
 - III 通院介助サービス
- (2) 重度訪問介護 などがあります。

利用者負担

サービス料の 1 割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ 4 区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

窓 □▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

短期入所（ショートステイ）【自立支援給付】

身 知 精 難 児

対象・内容

介護を行う家族の方の疾病、事故、出産等の理由により一時的に居宅において介護ができなくなったとき等に、施設等に短期入所して必要な援助を受ける制度です。
※ 介護保険でのサービスが優先します。

支給日数

利用する障害者（児）や世帯の状況等を勘案して決定します。

利用者負担

サービス料の 1 割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ 4 区分の月額上限額を設定して決定します。

窓 □▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

意思疎通支援者の派遣【地域生活支援】

身

手話通訳者、要約筆記者を派遣して、聴覚障害者の社会生活の援助をします。

窓 □▶

障害者地域活動支援センター 逢「あえる」（区立心身障害者福祉会館内） 電話 5750-4996 FAX 3785-3366
ホームページ <http://www.s-kaikan.net>

同行援護（ガイドヘルパー）【自立支援給付】

身

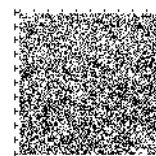
視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時において、同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他外出時に必要な援助を行います。

利用者負担

サービス料の 1 割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ 4 区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

窓 □▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000



6

日常生活の援助

移動支援事業（ガイドヘルパー）【地域生活支援】

身 知 精 難 児

屋外での活動が著しく困難な方に対して、外出を支援することにより、障害者等の地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とした制度です。

対 象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病に罹患している方で、外出時に支援を要する状態にあると認められた方
※ 重度訪問介護、重度脳性麻痺者介護、行動援護、重度障害者包括支援を受けている方は除きます。

利用者負担

サービス料の1割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ4区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

東京都ガイドセンター（ガイドヘルパー派遣）

身

都内から他道府県を訪れる場合、その目的地にガイドセンターがある場合、センターをご紹介します。また、都外にお住まいの方が都内に来られる場合、ガイドヘルパーをご紹介します。

利用対象者

視覚に障害のある方

費 用

紹介料無料。利用料は1時間930円。東京都以外のセンターにおける利用料は、その定める基準に従います。

利用方法

2週間前までに電話、FAX、メールにてお申し込みをしてください。

窓 □ ▶

東京都ガイドセンター 〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2 日本視覚障害者センター内
電話 5272-0996 FAX 3200-7755 メール jigyoku@jfb.jp

巡回入浴サービス【地域生活支援】

身 知 児

家庭では入浴が困難な身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上の方に、個々の状況に応じ週2回までの範囲で巡回入浴車を派遣します。

利用者負担

サービス料の1割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ4区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。
※ 介護保険でのサービスが優先します。

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

日中一時支援事業【地域生活支援】

児

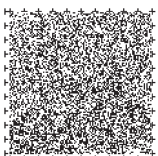
特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や一時的休息のために、放課後や長期休暇中の活動の場を提供します（実施施設はP.120参照）。

利用者負担

令和7年4月より無償化しました。

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000





日中一時支援事業【民間事業所利用】

身 知 精 難 児

障害者等の家族の就労支援や一時休息のために、日常生活上の援助や活動の場を提供します。

利用者負担 障害児は無料、18歳以上の障害者は所得に応じて利用者の負担あり。

窓 □ ▶ 障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業【地域生活支援】

身 知 精 難

重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者に対し、就労に必要な支援を提供します。

利用者負担 サービス料の1割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ、4区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

窓 □ ▶ 障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業【地域生活支援】

身 知 精 難

重度障害者が大学等に修学するにあたり、必要な身体介護等を提供します。

利用者負担 サービス料の1割の定率負担を基本に、利用者のいる世帯の所得に応じ、4区分の月額上限額を設定して決定します（各種軽減措置があります）。

窓 □ ▶ 障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

重度脳性麻痺者介護事業

児

重度の脳性麻痺者を介護する家族に対して手当を支給します。

介護対象者 区内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で、その障害の程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動をすることが困難な方。

※ 自立支援給付（短期入所を除く）・介護保険との併給はできません。

窓 □ ▶ 障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000

6

日常生活の援助



▼ その他の日常生活の援助 ▼

救急代理通報システム【地域生活支援】

身 知 精

緊急事態に、通報ボタンを押すことで、民間受信センターから派遣員が自宅へ駆けつけるとともに、必要に応じて救急車が要請される「救急代理通報システム」の設置を行います。

身体障害者手帳か愛の手帳を持っている一人暮らしの障害者、または障害者と高齢者のみで構成される世帯で次の(1)～(6)に該当される方

対 象

- (1) 身体障害者手帳 総合等級 1～2 級
- (2) 身体障害者手帳 下肢・体幹機能障害 1～3 級
- (3) 身体障害者手帳 内部障害 1～3 級
- (4) 愛の手帳 1～3 度
- (5) 難病医療費助成対象者で、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当
・東京都重度心身障害者手当を受給中（停止中含む）で、上記(1)～(4)に該当しない。
- (6) 人工呼吸器を使用し常時介護が必要（この場合、世帯構成は問いません）

利用者負担

無料

窓 □ ▶

障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

品川区高齢者および障害者世帯のごみ・資源各戸収集

対 象

以下の世帯のうち、ごみ排出が困難であり、他の助力または援助を得ることができない方。

- (1) 70 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- (2) 障害者のみにより構成されている世帯
- (3) その他、区長が特に必要と認めた世帯

利用者負担

各戸収集を行う制度です。制度の利用は申請が必要です。申請手続きについては品川区清掃事務所にお問い合わせください。

窓 □ ▶

品川区清掃事務所 電話 3490-7051 FAX 3490-7041

消防車・救急車の要請

消防車・救急車を要請する時は、「119 番」「緊急ネット通報」「119 番ファクシミリ通報」「電話リレーサービス」を介した 119 番通報」をご利用ください。

■ 緊急ネット通報（東京消防庁）

音声（肉声）による 119 番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。ご利用には、事前登録が必要です。また、通信料金がかかります。

※ 詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」－「119 番通報」－「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

対 象

東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市および島しょ地区を除く地域）に在住、在勤、在学している聴覚または言語・音声等の機能に障害のある方

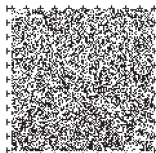
手続き

携帯電話やスマートフォンによる事前登録（無料）が必要です。二次元コードを読み取り後、表示されたメールアドレス（直接入力する場合は、entry_13000@entry03.web119.info）に空メールを送信し、登録手続きを行ってください。



利用方法

通報する際は、登録した携帯電話やスマートフォンのブックマークまたはホームページから、通報画面を表示し、通報種別と位置情報を選択して送信してください。チャット機能により、東京消防庁と会話ができます。





■ 119 番ファクシミリ通報

119 番ファクシミリ通報は、ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。電話での 119 番通報が困難な場合などに利用できます。

手続き

事前登録等の必要はありません。119 番通報専用の通報用紙を消防署や以下のホームページで配布しています。なお、任意の用紙に記載し、通報することも可能です。

※ 詳細は東京消防庁ホームページ「個人の方へ」－「119 番通報」－「119 番通報のしくみ」－「119 番ファクシミリ通報ご利用案内」をご覧ください。

利用方法

通報する際は、火災・救急の別、住所・建物名称、氏名、年齢、「どうしたのか」「どこが痛いのか」「どこが燃えているのか」等を具体的に記載した通報用紙等を、ファックスから「119」をダイヤルし、送信してください。

※ あわせてファックス通報ができるよう、普段から通報用紙等に必要事項（住所・建物名称、氏名、年齢）をあらかじめ記入し、準備しておくことが大切です。

■ 電話リレーサービスを介した 119 番通報

電話リレーサービスとは、耳の聞こえない方や発話困難な方など、電話でのやり取りに困難のある方が、通訳オペレータを介して電話をかけることにより、相手方との意思疎通を可能とするサービスです。公共インフラとして制度化され、一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより提供されています。電話リレーサービスを介して 119 番通報をすることも可能です。

手続き

ご利用には、事前登録が必要です。詳細は、日本財団電話リレーサービスホームページをご覧ください。日本財団電話リレーサービス ホームページ <https://nftrs.or.jp>。

利用方法

通報する際は、スマートフォン・タブレットについてはアプリから、PC については利用者ログイン URL から、ログイン後、緊急通話ボタンをタップし、「119（火事・救急）」を選択してください。通訳オペレータと接続後、東京消防庁と通話できます。

窓 □▶

・ 東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係
電話 03 (3212) 2111（代表） 内線 4246 又は 4247 FAX 03 (3213) 1478（防災安全課）
メール bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp HP <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

110 番アプリシステム

身

聴覚・言語機能に障害がある方や、音声による 110 番通報が困難な方専用です。スマートフォン・携帯電話から、文字による 110 番通報ができます。

※ 音声による 110 番通報が可能な方は、通常の 110 番通報をお願いします。なお、対応は都内で発生した事件・事故に限ります。

■ スマートフォンの場合

iPhone の方は App Store で、Android の方は Google Play で、「110 番アプリ」を検索してインストールしてください。

■ 携帯電話の場合

<https://mobile110.npa.go.jp> にアクセスしてください。

※ 通報時には、それぞれの電話会社との契約に応じた通話料金がかかります。

窓 □▶

警視庁 通信指令本部 指令計画第三係 電話 03-3581-4321（代表）

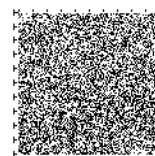
車いすの貸出

区内在住で、歩行が困難で車いすが必要な方に、一時的に貸出します。費用は無料です。（ただし運搬および貸出期間中のパンク等の修理は借受者に行っていただきます。）

※ 貸出し期間は 1 ヶ月です。

窓 □▶

・ 障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000
・ 各地域センター



6 日常生活の援助

補助犬の給付

身

東京都では補助犬の給付を実施しています。

次の(1)～(5)に該当される方。

- (1) 都内におおむね1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者
 - ア 盲導犬 18歳以上、視覚障害1級
 - イ 介助犬 18歳以上、肢体不自由1,2級
 - ウ 聴導犬 18歳以上、聴覚障害2級
- (2) 世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7千円未満であること。
- (3) 居住する家屋の所有者・管理者の承諾が得られること。
- (4) 所定の訓練を受け、身体障害者補助犬を適切に管理できること。
- (5) 社会活動への参加に効果があると認められること。

対 象

希望される方は、東京都身体障害者補助犬給付事業の委託候補事業者登録資格を満たす事業者への事前相談が必要です。

内 容

無料で給付されます。(飼育費は原則として自己負担)

窓 □ ▶

障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000

中等度難聴児発達支援事業 ※必ず購入前にご相談ください。

児

身体障害者手帳をお持ちでない難聴児に補聴器購入・修理費の一部を助成します。

対 象

18歳未満で両耳のカレレベルがおおむね30dB以上の方。
医師による補聴器等の装着が適当と認められる方。

内 容

購入前にご相談ください。指定意見書等必要書類をお渡しします。

給付限度額

補聴器	144,900円 (1台あたり)	ワイヤレスマイク	135,400円
受信機	97,300円	オーディオチュー	5,250円

助成額

基準額の9割(生活保護世帯、区民税非課税世帯は全額)

窓 □ ▶

障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000

中等度難聴者補聴器購入助成事業 ※必ず購入前にご相談ください。

身体障害者手帳をお持ちでない難聴者に補聴器購入・修理費の一部を助成します。

対 象

18歳以上65歳未満で両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方。
医師による補聴器の装着が適当と認められる方。

内 容

購入前にご相談ください。指定意見書等必要書類をお渡しします。

給付限度額

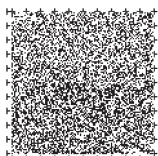
補聴器 50,000円

助成額

基準額の9割(生活保護世帯、区民税非課税世帯は全額)

窓 □ ▶

障害者支援課 障害認定事務係 電話 5742-6710 FAX 3775-2000





品川区視覚障害者遠隔サポートシステム

身

視覚障害者がスマートフォン等の通信機器にインストールした専用アプリケーションとカメラ機能を通じてオペレーターと接続し、音声によるサポートを受けることができます。

対 象 区内在住で18歳以上の代読、外出等の支援を必要とする身体障害者手帳（視覚障害）所持者。

利用可能時間 午前9時から午後9時まで

内 容 区に利用申請書を提出し、利用可能と認められた方に遠隔サポートシステムを利用できるID・パスワードを交付します。

利用者負担 1カ月につき2時間までが無料で利用可能です。

窓 □ ▶ 障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000

重症心身障害児者等在宅レスパイト・就労等支援事業

身 知 児

医療的ケアや常時の見守りを必要とする方の家族の負担軽減を図るため、ご家族に代わって一定時間の見守り等の支援を提供します。

- 対 象**
- (1) 医療保険などにより訪問看護を利用して居宅で医療的ケアなどを受けている重症心身障害児者を介護する家族など
 - (2) 人工呼吸器を装着している障害児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障害児を介護する家族など
 - (3) 常時の見守りを必要とする重度の身体障害児者を介護する家族など
- 詳細はお問い合わせください。

利用者負担 区民税所得区分に応じた利用者負担があります。

窓 □ ▶ 障害者支援課 障害者相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000

白杖の交付

身

視覚障害者の歩行時に安全確保をはかるため、白杖を交付します。
カーボン製は2年、金属製は4年以上経過後、再支給可能です。

窓 □ ▶ 品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170

T字杖の交付

身

下肢・体幹機能障害で歩行困難な方にT字杖を交付します。
5年以上経過後、再支給可能です。

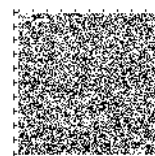
窓 □ ▶ 品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170

訪問理容・美容サービス

対 象 40歳以上のご自宅で寝たきり状態や認知症または認知症の疑いのある方

内 容 理容師または美容師が自宅を訪問して、調髪サービスを行います。（年6回まで）
※1回、2,000円の自己負担あり。詳細は事前にお問い合わせください。

窓 □ ▶ 品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170



6

日常生活の援助

紙おむつなどの支給

身 知 児

対 象

在宅で紙おむつが必要な身体障害者手帳（下肢障害・体幹機能障害）・愛の手帳が交付されている方。（その他支給要件がありますので、詳しくはご相談ください。）

内 容

おむつカバー型・パンツ型の紙おむつ、尿とりパットを毎月配送します。

窓 □ ▶

品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170

▼ 点字図書・テープなど ▼

声の広報

身

対 象

「広報しながわ」（カセットテープ、デージー版）を、毎月 2 回（1・15 日）希望する区内在住の方に無料で送ります。他に「区議会だより」を発行しています。

申し込み

広報しながわは、戦略広報課 電話 5742-6644 FAX 5742-6870
区議会だよりは、区議会事務局 電話 5742-6810 FAX 5742-6895

「広報東京都」などの点字版・カセットテープ版

身

広報東京都

都内在住で希望する視覚障害者に点字版・テープ版の「広報東京都」を毎月 1 日に無料で配布しています。

窓 □ ▶

東京都生活文化局 広報広聴部広報課 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 電話 5388-3093

都議会だより

都内在住で希望する方に、点字版・テープ版の「都議会だより」を配布しています。

窓 □ ▶

東京都議会広報課 電話 5320-7126

その他

国の行政など公的な情報や、視覚障害者に関する様々な情報などについては、日本視覚障害者団体連合へお問い合わせください。

窓 □ ▶

日本視覚障害者団体連合 〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2 電話 3200-0011

※「広報東京都」「都議会だより」「点字厚生（厚生労働省）」は、障害者支援課においてあります。（視聴用または閲覧用）

点字録音刊行物作成配布事業

身

対象・内容

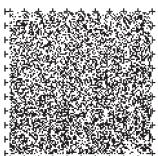
身体障害者手帳を持つ 18 歳以上の都内在住の視覚障害者に、必要な情報を原則として都政刊行物の中から選定し点字、テープまたはデージー（CD）で毎月 1 点配布します（無料）

窓 □ ▶

東京都盲人福祉協会 〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23 電話 3208-9001 FAX 3208-9005

区立図書館の障害者サービス

身 知 精 難 児



対象・内容

区内在住で、図書館利用に障害のある方（活字を読むことが困難な障害のある方、身体の障害等で図書館に来館できない方）へのサービスを実施しています。
サービスの利用には、障害者サービスの利用登録が必要です。手続きについては、各図書館にお問い合わせください。



■ 活字を読むことが困難な障害のある方へ

品川図書館 4 階の障害者サービス室では、視覚障害や識字障害（ディスレクシア）、図書を保持できない障害のある人など、通常の活字による読書が困難な方を対象に、次のサービスを実施しています。

- (1) 音訳図書（デージー図書・テープ図書）、点字図書、さわる絵本、マルチメディア・デージー図書などの貸出
 ※視覚障害者には、郵送による貸出ができます（無料）。
 ※品川図書館が所蔵していないデージー図書や点字図書などを、全国の公共図書館、点字図書館からとり寄せて貸出することも可能です。
 ※デージー図書や点字図書のデータを配信している「サピエ」（視覚障害者情報総合ネットワーク）を直接利用するため、個人加入手続きについての相談を承っています。まず、品川図書館の障害者サービス利用登録が必要です。
- (2) デージー版や点字版等がまだ作られていない図書の製作相談。（音訳・点訳ボランティアに製作を依頼するため、着手から完成までには時日を要します）。
- (3) 対面朗読 ※事前申込みが必要です。

■ 身体等の障害、要介護等で来館利用が困難な方へ

図書館資料（一般図書・音楽 CD など）の自宅配本サービスを実施しています。

- (1) 品川図書館
 ゆうパックまたは職員の訪問により、資料をご自宅に配本します。料金は無料です。
- (2) 地区図書館（品川図書館を除く 10 館）
 図書館職員が、直接資料をご自宅にお届けします。

窓 □ ▶

・品川図書館（障害者サービス室）	北品川 2-32-3	電話 3471-4667	FAX 3740-4014
・二葉図書館	二葉 1-4-25	電話 3782-2036	FAX 3782-9430
・荏原図書館	中延 1-9-15	電話 3784-2557	FAX 3784-8951
・南大井図書館	南大井 3-7-13	電話 3761-6780	FAX 3768-7976
・源氏前図書館	中延 4-14-17	電話 3781-6273	FAX 5702-4190
・ゆたか図書館	豊町 1-17-7	電話 3785-6677	FAX 5702-4035
・大井図書館	大井 5-19-14	電話 3777-7151	FAX 3777-4970
・五反田図書館	西五反田 6-5-1	電話 3492-2131	FAX 3492-4995
・大崎図書館	北品川 5-2-1	電話 3440-5600	FAX 3440-5604
・大崎図書館分館	大崎 3-12-22	電話 3491-3430	FAX 3491-3291
・八潮図書館	八潮 5-10-27	電話 3799-1414	FAX 3790-3442

点字図書館（視覚障害者情報提供施設）

身

事業内容

- (1) 点字図書・録音図書の製作・貸出
- (2) 視覚障害者用具の販売あっせん（※ただし、東京ヘレン・ケラー協会点字図書館では扱わず）
- (3) 点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成など

窓 □ ▶

- ・日本点字図書館
 〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4 電話 3209-0241
- ・東京ヘレン・ケラー協会点字図書館
 〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20 電話 3200-0987
- ・日本視覚障害者団体連合点字図書館
 〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2 電話 3200-6160

